

サイトにおける環境側面の物理的観察

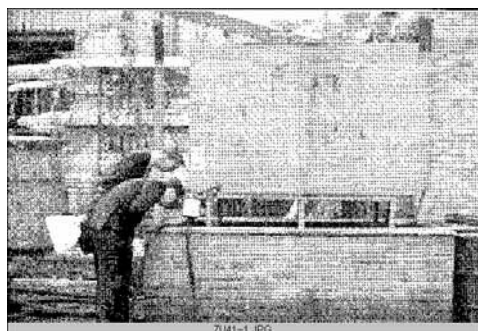


図1 タンクの物理的観察

サイト視察は、監査員が組織の活動が実際に動いている様子を評価していくためにも、あらゆる監査に含まれるべきです。

図1のように単純にサイトを観察するだけで、そして要員の作業の仕方を見ていくだけで、施設に潜んでいる問題を見抜くことができます。これはまた、文書化された手順が実際に守られているか確認する上で優れた手段であります。

ここからは、特に慎重に確認していくべき領域を特定していきます。



図2 排出口

排水の排出問題

- ・ 適切なサンプリング手順が守られていない
- ・ 排出監視報告書が時間どおり提出されていない
- ・ 装置の暴走について規制当局に即座に報告がされていない
- ・ 設の操業もしくは排出物についての変更が、見直しや排出許可の更新に反映されていない
- ・ 使用不可能な、もしくは十分管理されていない監視機器
- ・ 有害物質保管区域から表面流出が起こり、下水もしくは河川に流れ込んでいる(図2)
- ・ 無許可の浄化槽、浸出使用地、もしくはその他の排水処理
- ・ 無許可の汚染雨水の雨水管、河川への排出

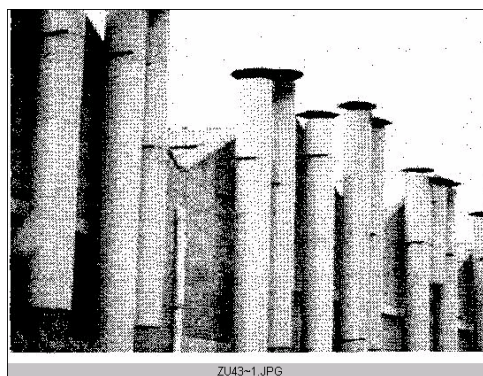
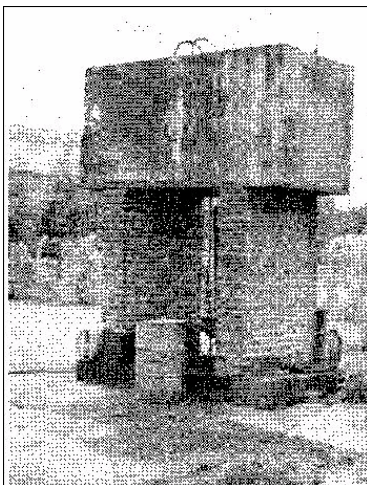


図3 排気ポイント

排気問題

- ・ 煙突、換気装置、換気扇、排気口、焼却炉、換気フードを含むすべての排気ポイント(図4.3)が完全には特定されていない
- ・ 排気目録がない、もしくはそれが不完全な状態
- ・ パフォーマンス試験記録がない
- ・ 監視機器が適切に保守されていない
- ・ 気体排出源の変更が当局に報告されていない
- ・ 粉塵漏れ発生による近隣区域への影響
- ・ アスベストの除去または解体活動が規制当局に事前に報告されていない
- ・ 正しい必要温度条件および焼却物投入率で焼却炉の運転が維持されていない

排気問題（続き）



- ・ 適切な煙の形成を妨げている、煙突上にある不適切なカウル(チャイナ帽型のカウル)

図4 堰なしのカウル

漏出管理

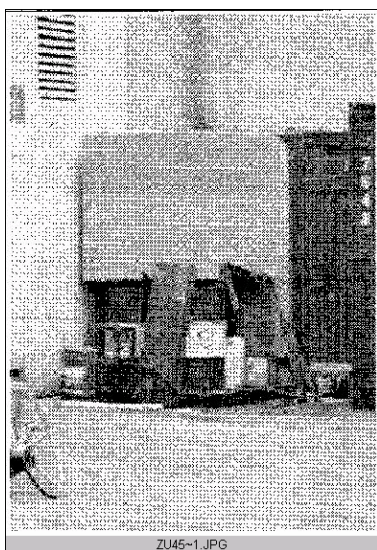


図5 堰なしの保管タンク

- ・ 漏出対応訓練を行なった証拠が皆無
- ・ 適切な漏出管理機器および器具の不足
- ・ 廃油の取扱いに関する具体的な手順の不足
- ・ 保管設備(図 4.4 および 4.5)の周辺に適切な封じ込めの処置となるもの(溝、堰)が設置されていない(図 4.6 では滑らかな縁石が保管区域の周りに設置してある状態が確認できます)
- ・ 二次的封じ込め構造がひび割れている、流出原因をはらんでいる、もしくは実際にある油量に対し十分には設計されていない
- ・ オイルセパレーターが、雨水が河川または下水に排出される前の地点に設置されていない
- ・ オイルセパレーターが効率的に機能すべく定期的に保守、清掃されていない
- ・ 特定容積を越える地上タンクは定期的に漏れを試験・検査しなければならない



図6 堰があり、
よく管理された保管区域

有害廃棄物の発生

- ・ 廃棄物分析計画が不十分で、有害廃棄物が無害な廃棄物として取り扱われている。
- ・ 集積用ドラム缶に適切なラベル添付がされておらず、使用時以外正しく密閉された状態で保管されていない。
- ・ 有害廃棄物文書のファイルが不完全である。
- ・ 有害廃棄物容器上に集積開始日およびその他の必要情報が見当たらない、もしくは不十分な表示となっている
- ・ 廃棄物置き場が、相容れない廃棄物が混入しないよう維持されていない
- ・ 廃棄物置き場の検査記録がない、不完全、もしくは見当たらない
- ・ 廃棄物置き場にて緊急時対応のための装置および物資が用意されていない、もしくは不十分である。
- ・ 廃棄物置き場では、不測の事態および緊急時の対応計画が利用できる状態でなく、維持されてもいない



労働者の安全衛生に関するコミュニケーション

- ・ 従業員の騒音の暴露に関し、文書類が全くない
- ・ 定期的騒音レベル測定が定期的には実施されていない
- ・ 文書化された吸入防止プログラムがない
- ・ 作業区域の化学薬品容器に危険警告ラベルが見受けられない
- ・ 内容識別ラベルが作業区域の化学薬品容器に見受けられない
- ・ 文書化された危険性伝達プランが、現場における作業内容の変更により、もしくは危険化学薬品の利用並びに取扱いに関する変更に伴い、不完全または現状を反映していない
- ・ 要員を対象とした危険伝達訓練が適切に実施されていない、もしくは記録されていない

地下貯蔵タンク

- ・ 新規タンクが適切な腐食防護策なしで設置されている
- ・ 新規タンクが適切な漏洩 / 過大充填を防ぐ手段を伴って建造されていない

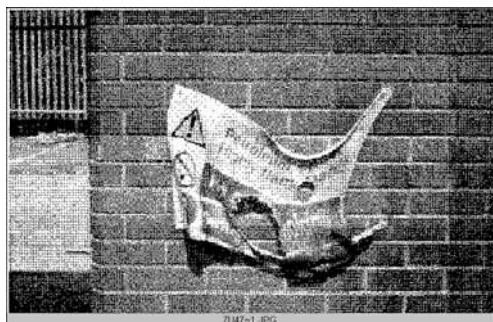


図 7 溶けた高燃性という表示

有害物質の保管

- ・ 設計基準に適合しない形での引火性資材の屋内大量保管(封じ込め、通風口自動閉鎖扉、防爆照明)
- ・ 引火性可燃資材が屋外に、分類、または漏洩から建造物を遮るための封じ込めがされていない状態で保管されている

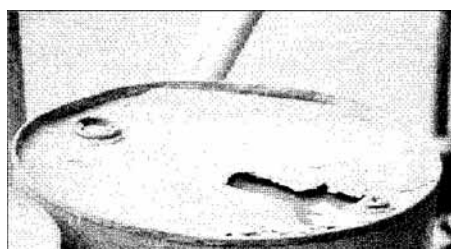


図 8 漏れ、錆付きのあるドラム缶



図 9 ドラム缶の不十分な管理

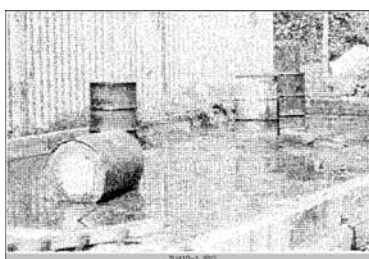


図 10 十分な管理がされていない漏れのある堰をともなったドラム缶

廃棄物管理

次の廃棄物管理の領域について検証することが望まれます。

- ・ 地元の規制当局による許可承認なしに、固形廃棄物をサイト内にて処分/埋め立てしている
- ・ 廃棄物のドラム缶、容器がサイト上に長期間置き去りにされている
- ・ 固形廃棄物の流れで適切な許可を持たないサイト外の処分施設を利用している
- ・ 運送業者が利用する固形廃棄物施設がどこなのか認識していない
- ・ 害のない廃物質のみが固形廃棄物置場におかれることを確実にするための手順が全くない
- ・ 固形廃棄物として処分する前に、引出灰またはスラッジについて中に有害成分が含まれていないか試験していない
- ・ スキップの間違った利用
- ・ 中央の廃棄物用区域および管理
- ・ 廃棄物のラベル添付
- ・ 廃棄物の分類もしくは隔離、並びに廃棄物圧縮機

図.8、図.9 並および図.10 には不適切な廃棄物管理の様子が示されています。

対照的に図 11 では、正しい廃棄物管理の証拠が示されています。

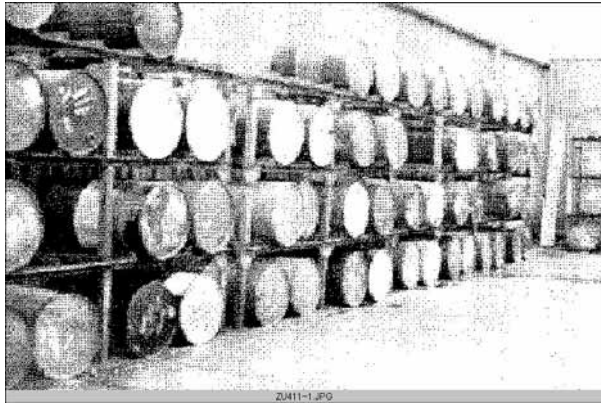


図 11 ラベル付きのドラム缶が見られる
よく管理された保管区域

資源管理

一般的に監査では、次の事を評価しなければなりません。

- ・ 水やエネルギーの主な利用箇所すべてにおいて、使用量を監視するため計器で測定が成されている
- ・ 資源の無駄遣いについてはすべて特定されている